

# 青森県報

第四十三号

令和元年  
八月十三日  
(火曜日)

## 目次

### 告示

- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 道路の供用の開始……………(同) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二

### 公告

○建設業者の許可の取消し……………(中  
南地域  
民局) ……二

○右……………(同) ……三

○右……………(同) ……三

○右……………(同) ……三

○右……………(同) ……三

○右……………(同) ……四

## 告

## 示

### 青森県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和元年九月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後				
1	県道	野辺地野辺地 地停車場線	上北郡野辺地町字観音林脇三五の一四から 上北郡野辺地町字上小中野三九の九まで		前後別	四・七〇メートルから 九・五〇メートルまで	二〇八・八〇メートル	
				二八・七〇メートルから 二八・〇〇メートルまで			二〇九・五〇メートル	

### 青森県告示第二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和元年九月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道野辺地野辺  
地停車場線

上北郡野辺地町字観音林脇三五の一四から  
上北郡野辺地町字上小中野三九の九まで

令和元・八・三

青森県告示第二百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和元年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	事業所所在地	廃止年月日
	社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会	社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会				
	社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会	社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会	社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会	社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会	社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会	社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会

青森県告示第二百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和元年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定期日
ハッピー調剤薬局八戸小中野店	八戸市小中野四丁目一の四七	令和元・八・一

青森県告示第二百五十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和元年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定期日
西 嶋 春 生	弘前大学医学部附属病院	神経内科（視覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由）	令和元・八・一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社津軽躯体工業

二 代表者の氏名 佐藤将则

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字城東中央二丁目七の六

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二八)第八二九〇号

五 取消年月日 令和元年七月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

左官工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、塗

装工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年四月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社東栄土木工業

二 代表者の氏名 下山紳

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字悪戸字中野五六の三

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二七)第一二二三号

五 取消年月日 令和元年七月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年五月二十八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 原田建設株式会社

二 代表者の氏名 原田フクイ

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字津賀野字宮崎一九一

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二七)第一三六一四号

五 取消年月日 令和元年七月五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社藤千
- 二 代表者の氏名 佐藤一眞
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字折笠字法立堂一四の五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第二〇〇三〇七号
- 五 取消年月日 令和元年七月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
石工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和元年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 安しん電気設備工事株式会社
- 二 代表者の氏名 前田謙治
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字堅田三丁目一九の八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第二〇〇五三九号
- 五 取消年月日 令和元年七月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭